

平成30年 第85回多可町議会定例会 一般質問

(1日目)6月18日(月) 午前9時30分から

質問順	質問議員	質問事項	答弁を求める者
1	大山由郎	子どもの安全対策は万全か	町長・教育長
2	山口邦政	マイナンバーカード利活用促進について	町長
		本人通知制度の登録数増加に向けた取り組みは	町長
3	藤本一昭	地方交付税の算定誤を教訓として今後の業務の推進をどのように進めるのか	町長
		橋梁の安全点検により修繕が必要な橋をどのような計画で長寿命化工事を推進するのか	町長
		住民票等の写し等本人通知制度の通知内容の明確化が必要である	町長
4	廣畑幸子	子ども医療制度について	町長
		スクールソーシャルワーカーについて	教育長
5	門脇保文	「健康で長生きできる運動」ポイント制(健康は自分で守る敬老の日発祥の町)	町長
		「奈義町子育て応援宣言」に学ぶ「ゆりかごから」始める町づくり	町長
6	橋尾哲夫	人事評価制度について	町長
		八千代トンネル等の照明について	町長
		昨年度の地方交付税漏れ金額はいつ入るのか	町長
7	酒井洋子	地域局での確定申告提出について	町長
		旧八千代北小学校の未来を問う	町長

(2日目)6月19日(火) 午前9時30分から

質問順	質問議員	質問事項	答弁を求める者
8	笹倉政芳	消防団活動の課題を問う	町長
		地域交通網のあり方を問う	町長
9	門脇教蔵	特産品開発グループの活動状況等について	町長
10	加門寛治	「町内で買い物を」という看板について	町長
11	市位裕文	天船バイパスなどの開通に伴う防犯対策について	町長
		介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給(受領委任払)制度の確立について	町長
12	吉田政義	多可町 こんな時どうする冊子の作成を	町長
13	日原茂樹	たかテレビの民間委託	町長
		保育士確保はできるのか	教育長

一般質問通告書

【第85回定例会】

多可町議会議員 清水俊博 様

多可町議会議員 大山由郎



受領日	番号
平成30年5月25日 午前・午後8時30分	/

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 子どもの安全対策は万全か	町長・教育長
別紙にて	
2.	
3.	

質 問 の 内 容

子どもをめぐる犯罪が相次ぐ中で、これまでの子どもの安全確保のために家庭や地域、学校などでは様々な取り組みが講じられてきた。にもかかわらず凶悪かつ衝撃的な犯罪が次々と発生している。

“今、子どもは安全か”と問われたら警察庁の統計データ等を見るかぎり、子どもたちの周辺を取り巻く危機の状況は残念ながら決して楽観視できるものではない。いつ、どこで子どもが犯罪に巻き込まれても不思議ではない緊張状態が存在するのである。今一度以前（1996～1999）の恒常的潜在期を振り返り、子どもの安全問題を単なる“安全ブーム”的なもので終わらせないより確かな対策と地道な活動の継続が求められるのである。

①子どもの安全対策は防犯の街づくりと共に進められてきた。また「地域の子を地域が育てる」ためには、家庭・地域・学校などの分担と連携によることで達成されるが、我が町の安全対策の現状と課題について、どう捉えているか。

②安全教育とは0歳から15歳までの子どもを対象とし、危機に際して自らの生命や体を守る安全基礎体力を身に付け、さらに他人の安全のために人と手を組める「住民安全力」を備えた住民に育成することと認識しているが、我が町の子どもの安全教育の目標は何か。

③子ども自ら危機より離脱するための力は、危機回避能力と危機対峙能力から成る。危機回避能力とは、危機をより早く察知し状況に即した回避行動に移行することによって、直接危険と対峙するのを防ぐ力であり、危機対峙能力は危機回避能力を駆使しても危機遭遇を避けられなかった場合、もしくはすでに危険と向き合った状態から離脱するために必要な能力を指すが、回避能力を高めるためにも家庭・地域・学校等が連携をして「安全体験教育」を実施するべきだ。

一般質問通告書

【第85回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様
 多可町議会議員 山口邦政



受 領 日	番号
平成 30 年 5 月 28 日 午前・午後 10 時 00 分	2

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. マイナンバーカード利活用促進について	町長
① マイナンバーカードの申請件数の増加に向けた取り組みはしているのか。 ② 各地の自治体では図書館カードとしての利用や住民票等のコンビニ交付進んでいるが多可町としてはどうするのか。 ③ 子育て支援の充実の観点から母子健康情報サービスの取組みも必要と考えるが導入する考えはないのか。 ④ マイナンバーカードの利活用について各課の連携や中心的に取り組む部隊が必要と思うがどう対応しているのか。	
2. 本人通知制度の登録数増加に向けた取り組みは	町長
① 登録件数の少ない現状をどう評価するのか。 ② 本人通知制度の登録件数増加にむけてどのように取り組んでいるのか。 ③ 最終的には全ての住民の登録を目指しているのか。	
3.	
(Empty space for additional questions and answers)	

質 問 の 内 容

1. マイナンバーカード利活用促進について

平成 28 年 1 月よりマイナンバーの利用が開始されて、同時期からマイナンバーカードの交付申請が開始しました。

2 年が経過した平成 30 年 3 月末現在の多可町におけるカードの申請状況は 2,067 人で住民基本台帳人口比 9.53%の申請となっています。兵庫県の数値は 15.44%、全国の数値は 13.67%でまだまだ全国的にも町内傾向でも普及に至っているとは言えません。

普及が浸透してこない理由としては利活用できるメニューが本人確認証としての利用程度で少ないのが原因と考えられます。

国では色々なメニューを考えており徐々にではありますが各自治体でも活用範囲を拡大しつつあります。すでに住民票や戸籍等のコンビニ交付や図書館カードとしての利用や母子健康情報サービス地域経済応援ポイントに活用する動きが出てきています。

そこで多可町のマイナンバーカードの申請数の増加に向けた対策とカードの利活用拡大についての取組みについて質問します。

- ① マイナンバーカードの申請件数の増加に向けた取組みはしているのか。
- ② 、利活用の取組みとして各地の自治体では図書館カードとしての利用や住民票等のコンビニ交付が進んできているが、多可町としてはどう取り組んでいくのか。
- ③ 子育て支援の充実を考えると母子の健康情報や予防接種情報、学校での検診結果の情報を記録した母子健康情報サービスの取組みも必要と考えるが導入する考えはないのか。
- ④ マイナンバーカードの利活用についての国のメニューは役場内の各課にまたがっていると思うが、各課各々に情報収集や利活用推進に取り組まず、連携や中心的に取り組む部隊が必要と思うがどう対応しているのか。

2. 本人通知制度の登録数増加に向けた取り組みは

5月17日に開催された人権啓発協議会で本人通知制度の登録の呼びかけが行われました。制度が始まった平成24年8月以降、毎回人権関係の集会の場で呼びかけが続いていますが中々登録の件数が増えてきていません。今回の総会時に平成30年5月1日現在で635件との報告がありました。非常に少ない登録となっているのが現状です。

戸籍謄本や抄本、住民票の写しなどからは現住所や家族構成、年齢や本籍地などの個人情報を知ることができ、これが悪用されれば大変な人権侵害につながります。また、本人が知らないうちに不正取得された個人情報が、結婚や就職の際の身元調査や高齢世帯への詐欺、ストーカー行為などの悪用されることも考えられます。全国でこのような被害が多く発生してきたために、これを防止するための方策としてこの制度が導入されました。

今後さらなる登録者数の増を目指していく必要があると思います。

そこで以下の質問をします。

- ① 登録件数の少ない現状をどう評価するのか。
- ② 本人通知制度の登録件数増加にむけてどのように取り組んでいるのか。
- ③ 最終的には全ての住民の登録を目指しているのか。

以上、2項目について町長の答弁を求めます。

一般質問通告書

【第85回定例会】

多可町議会議員 清水俊博 様
 多可町議会議員 藤本一昭



受領日	番号
平成30年5月29日 午前・午後8時33分	3

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 地方交付税の算定誤を教訓として今後の業務の推進をどのように進めるのか	町長
平成27年・28年の2年分の地方交付税の算定ミスにより2年分267,065,000円もの請求漏れとなったことを、どのように受け止めているのかそして、これを教訓として、業務に反映しているのか、この際、地方交付税の算定に用いる資料の管理規定の制定によって行政全体で基礎資料等の把握をして、適正に地方交付税が交付できるようにすべきであると考えますが町長の見解を求めます。	
2. 橋梁の安全点検により修繕が必要な橋をどのような計画で長寿命化工事を推進するのか	町長
町内に多可町の管理する橋梁は、510箇所あり過去4年間に408箇所を安全点検がなされました。その結果でグレード3の判定が降ったのは、39箇所の橋梁であります。そのうち5箇所は、私の素人から見ても深刻な橋であります。今後の橋梁の長寿命化の為の工事の計画を検討すべきであります。町長の見解を求めます。	
3. 住民票等の写し等本人通知制度の通知内容の明確化が必要である	町長
多可町住民票の写し等本人通知制度の推進を町当局は推進していますが、その本人通知制度によって町から通知されると、住民として還って不安になる制度であり、通知内容の改正が必要であります。通知内容は、住民票の請求者は開示されていません、特定事務受任者（弁護士・司法書士など）の開示もないものが、通知されるのがこの制度の内容であります。せめて請求してきた特定事務受任者の住所氏名を開示して通知すべきであります。町長の見解を求めます。	

質 問 の 内 容

1. 昨年夏に突然役場より地方交付税の請求もれがありましたと発表がありました。すると地方交付税の算定資料に誤があり交付税が1年1億3350万円もの巨額の請求漏れとなって多可町の住民の誰もが、役場の事務の怠慢を非難したのではないのでしょうか。平成27年・28年の2年分の地方交付税の算定ミスにより2年分267,065,000円もの請求漏れとなったことを、町長はどのように受け止めているのかを明確に見解を述べるべきであります。そして、これを教訓として、いかにして業務に反映しているのかが大切であります。この際、地方交付税の算定に用いる資料の管理規定の制定によって行政全体で詳細な基礎資料等の把握をして、適正に地方交付税が交付できるようにすべきである。

私はこの請求漏れが制度上どの様に発生したかを考えました。兵庫県企画県民部市町振興課で、事務の流れを調査いたしました。兵庫県内の41市町を3つに分けて、3年をめぐりに地方交付税の算定が適正になされているかを検査しており、多可町は本来30年度に実施予定でありました。この様な請求漏れにより多可町から兵庫県に特別に繰り上げて検査をお願いして9月29日に検査をしたとのことであります。

事務の内容は、算定基礎資料は、約300ページにも及び算定基礎の事項を約3000項目以上の資料を打ち込むことで、地方交付税の交付手続きが行われています。

その膨大な項目の中で、「下水道普及特別対策事業（平成8年以降分）元利償還金11許可分まで」という項目で問題が発生しているのであります。正確な数字は知りませんが平成29年度の資料からして「1億9350万円程度」が打ち込まれていないことから請求漏れとなったと承知しています。膨大な基礎資料の1項目の未記入でこの様な事態となったことを改めて、驚くわけであります。

これらを、今後の教訓とすべきでありますので、地方交付税の算定に用いる資料の管理規定が必要と考えますが町長の見解を求めます。

2. 国土交通省が平成26年に道路橋梁の定期点検の実施を道路管理者に橋梁の安全点検を義務づけています。多可町は、平成26年から計画的に道路橋梁の安全点検の実施していることは、承知しています。町内に多可町の管理する橋梁は、510箇所あり過去4年間に408箇所を安全点検がなされました。そこで検査結果は、4段階に区別されます。Ⅰ健全 Ⅱ予防保全段階 Ⅲ早期措置段階 Ⅳ緊急措置段階に区分されます。その結果でⅣは該当なし Ⅲの早期措置段階は判定が下ったのは、39箇所の橋梁であると報告を受けています。私の素人から見ても深刻な橋がいくつかありました。この39箇所の修繕工事の計画を立てて長寿命化工事を展開するのか答弁を求めます。

3. 住民票等の写し等本人通知制度の通知内容の明確化が必要であります。

多可町が平成24年6月12日告示第31号の多可町住民票の写し等通知制度を開始しました。そして多可町住民票の写し等本人通知制度の推進を町当局は推進していますが、その本人通知制度によって町から通知されると、住民にとって還って不安になる制度であり、通知内容の改正が必要であります。

その通知内容は、1 交付年月日 2 交付証明書の種別 3 交付枚数 4 交付請求者の種別 5 備考となっています。住民が、特に知りたいのは、4の交付請求者の種別であります。その区別は、本人の代理請求 第三者請求（個人・法人。八士業）となっています。つまり個人及び法人の住所・氏名などは開示されないことになっています。

この、通知内容は、住民票の請求の住所氏名は開示されていませんし、その上特定事務受任者（弁護士・司法書士など）氏名住所の開示もないものが、本人に通知されるのがこの制度の内容であります。

これでは、多可町からわざわざ不安を煽る手紙が送られてくると言われても仕方ないと考えます。せめて請求してきた代理人・特定事務受任者の住所氏名を開示して通知すべきであると考えますが、町長の見解を求めます。

一般質問通告書

【第85回定例会】

多可町議会議長 清水 俊博 様
多可町議会議員 廣畑 幸子



受領日	番号
平成30年5月30日 午前・午後8時30分	4

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 子ども医療制度について	町長
別紙参照	
2. スクールソーシャルワーカーについて	教育長
別紙参照	
3.	

質 問 の 内 容

1 こどもの医療制度についてお聞きします。

多可町では、こどもの医療費助成として「乳幼児等医療費助成制度」と「こども医療費助成制度」があります。

「乳幼児等医療費助成制度」の対象者は、小学3年生（9歳に達する日以後の最初の3月31日まで）までの者また、「こども医療費助成制度」の対象者は小学校4年生（9歳に達する日以後の最初の4月1日から）から中学校3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の者で、どちらの助成制度も、それぞれ保護者・扶養義務者の町民税所得割額の合計額が、23万5千円未満であることが条件となっています。所得要件を満たしていれば、外来・入院ともに一部負担金は無く、無料で医療が受けられます。もちろん、0歳児は所得制限はなく、どのご家庭のこどもさんでも医療が無料で受けられます。

先日ある高齢者の方から、「前年までは無料で医療が受けられたんやけど、この間は違っててね。病院に行くと医療費証をと言われたけど無いし、結果お金を払いました。負担率は今まで0割だったものが3割に。金額的にも高くなったし、なぜなんやろう。今までは無料やったのになあ。これは一度聞いてみよう」と窓口に行きましたわ。詳しく聞くとほぼ数千円の違いで対象外になったことがわかったんやけど、こんなんは急激な値上がりと感じるし、実質負担も大きくなります。うちはたまたま私が孫を連れて行ったので、疑問に感じると聞きにも行けたけど、若い親御さんは忙しいから聞きに行くのは無理やろし、何とか払えるんやったら仕方無いかと思っているのと違うやろか。」と言われました。そして「若い親は大変や。急に3割にならんようにはでけへんやろか。」とも。

近隣には中学3年生まで所得制限無しで医療費無料の自治体が少なからずあります。だから、多可町もとは、財政の厳しい我が町です。そこまで言うつもりはありません。また1割・2割・3割と段階を作ってもらえるものならもちろんその方が良いとは思いますが。

しかし、まずは1段階でも作って緩和し若い親御さんたちの応援をすることは考えられないでしょうか。

2 「スクールソーシャルワーカー」についてお聞きします。

「スクールソーシャルワーカー」とは、人と環境の関係に焦点を当て、こどもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家のことです。

兵庫県では、暴力行為やいじめ、不登校などの問題が一層深刻化するなか、教育現場における負担はますます大きくなっていること、また学校だけでは解決できないケースも増加している現状を踏まえ、これらの問題に福祉的視点に立ったアプローチを推進するため、平成 19 年度から「スクールソーシャルワーカー」を各教育事務所に配置し、学校支援チームの一員として学校への様々な支援を進めています。

そんな中、平成 28 年度からは「市町スクールソーシャルワーカー補助事業」を始めました。市町への導入も進んでいます。

そこでお聞きします。

多可町では、当初予算で「スクールソーシャルワーカー配置事業補助金」(これは県の「市町スクールソーシャルワーカー補助事業」かと思いますが) 29 年度と同様額 39 万円が計上されています。

そこでお聞きします。

「スクールソーシャルワーカー」の勤務状況・活動内容・報酬また資格などをお聞かせ下さい。

一般質問通告書

【第85回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様

多可町議会議員 門脇保文 

受 領 日	番号
平成30年 6月 / 日	5
午前・午後 9時 52分	

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
<p>1. 「健康で長生きできる運動」ポイント制 (健康は自分で守る敬老日発祥の町)</p>	町長
<p>万歩計を利用して自分の健康を管理する施策としてポイント制を導入 川西市や加西市が3年前より取り組んでいる。「加西市運動ポイント事業」の成果については、健康保険税の減額には行き届いてはいないが、各自が自分の体の状況変化の把握ができるために、健康への意識が高まるようになった。ポイント交換は、商店街の「たぬきカード」で交換しているために地域の活性化に繋がっている。また、寝たきり老人や認知症予防にも役立つ、このような事業を導入してはどうか？</p>	
<p>2. 「奈義町子育て応援宣言」に学ぶ 「ゆりかごから」始める町づくり</p>	町長
<p>平成24年「子育て応援宣言」を行い、妊婦出産期から乳幼児期、就学期迄、様々な子育て支援の充実を図った結果「子育てするなら奈義町で」との考えが町民に浸透し、また子育て世代の移住者が増加し、平成26年の合計特殊出生率は、日本一級の2.81となりました。 「子育てするなら多可町」を明言された吉田町長。奈義町をお手本に行財政改革の礎となりうらと思うが？</p>	
<p>3.</p>	
<p> </p>	

質 問 の 内 容

1. 「健康で長生きできる運動」ポイント制

万歩計を利用して自分の健康を管理する施策として、ポイント制を導入
万歩計を使い各々自分で報告し、ポイントを頂く制度（加西市）

1. 歩いた歩数によって最大 24 p（ポイントゲット）できる。
2. 指定された講座、イベント、ボランティア活動等に参加 20 p /1 回
3. 体組成測定を行い BIM、筋肉量、内臓脂肪、基礎代謝等が改善した場合
最大 700 p
4. 特定健康診査。後期高齢者健康診査、人間ドック、職場の健康診断の
受診を確認 400 p がん検診（胃、大腸、胸部、子宮、乳、前立
腺）3 つ以上受けた場合は、プラス 300 p
5. 民間のスポーツクラブに新規入会した場合 700 p

川西市が取り組んでいる事業を 3 年前、加西市が「加西市運動ポイン
ト事業」として取り組まれています。（毎年 500 名抽選により行っている）こ
の事業の成果については、各自が自分の体の状況変化の把握ができるために、
体重が減ったとか？疲れにくくなった。自身の目標ができるようになり。健康
について意識が高まるようになった。

ポイントの交換は、商店街の「たぬきカード」で交換しています。地域の活
性化にもつながっています。

このような楽しみながら、自分の健康を守りポイントを集め生活費の一部に充
てる。寝たきり老人を減らし、認知症予防にも役立つこのような取り組みを「敬
老の日発祥の町」として、取り組む事業ではないかと

2. 「奈義町子育て応援宣言」から学ぶ

平成 24 年「子育て応援宣言」を行い、妊婦出産期から乳幼児期、就学期迄、
様々な子育て支援の充実を図った結果、「子育てするなら奈義町で」との考え
が町民に浸透し、また子育て世代の移住者が増加し、平成 26 年の合計特殊出
生率は、日本一級の 2.81 となりました。

昭和 30 年 2 月 3 村合併により「奈義町」が誕生。

平成 14 年 合併の是非を問う住民投票を行い「単独町制」を決定。

平成 24 年 子育て応援宣言

面積 69.52 km²

人口 6100 人（平成 29 年 4 月 1 日）

特色 自衛隊駐屯地

11.94 km²

人口 6000 人を維持するために

1. 子育て家庭への経済的負担軽減
2. 快適な保育環境の整備や家庭内教育への支援
3. 出産・子育てと働き方の支援
4. 社会を生き抜くための力を養うクリエイター創造教育など特色ある教育
5. 生涯活用の町 CCRC の推進
6. 戦略的観光まちづくり組織 DMO による交流促進
7. 働く場の確保と稼ぐ力の向上
8. 安全安心な暮らしを守る
9. 地域連携によるまちづくりの推進

奈義町子育て応援宣言

子供達は次代を担うかけがえのない存在で、奈義町を守り支えてこられたお年寄りと共に、奈義町の大切な宝物です。その子供たちが夢と希望を持ち健やかに育つことは、奈義町の未来であり奈義町の希望です。

子供を産み育てやすい環境をつくり、健康で心豊かなたくましい人に育てることは、私たち町民みんなの大切な使命であり、この取り組みを一層推進し、奈義町に住めば子育てが安心、奈義町は子育てがしやすいまち、との声が全国に広まることを目指します。

そのため、行政の役割を自覚し奈義町として子育て支援一層力を入れ、「子供たちの元気な声と笑顔が溢れ子育てに喜びを実感できる町」、「家庭、地域、学校、行政みんなが手を携え地域全体で子育てを支えるまち」を目指し、ここに「奈義町子育て応援宣言」を行います。 平成 24 年 4 月 1 日

奈義町の子育て支援施策町単

- 1、高等学校等就学支援金交付事業 生徒 1 人当たり 9 万円 3 年間支給
- 2、不妊治療助成事業 県助成引いた額 1/2 以内 20 万円限度通算 5 年間
- 3、不育治療助成事業 1 年間の治療費等 30 万円を限度。通算 5 年間迄
- 4、妊婦・乳幼児健診事業 母子手帳交付時に受診券（無料券）を交付し、妊娠中の妊婦健康診査の公費負担を 14 回まで実施
- 5、出産祝い金交付事業 第 1 子・10 万円、第 2 子・15 万円、第 3 子・20 万円、第 4 子・30 万円、第 5 子以上 40 万円

- 6、乳幼児及び児童生徒医療費助成事業 高校生までの子供の医療費の内、保険治療に係る自己負担分を町が負担（入院、通院の両方）
- 7、やすらぎ福祉年金交付事業 義務教育終了（中学3年生）迄の子を養育しているひとり親に年額5.4万円を支給。
- 8、保育料多子軽減等事業 保育料は第1子を国の基準の55%に軽減。第2子半額・第3子以降は無料。第1子は高校生からカウント
- 9、在宅育児支援手当交付事業 在宅で育児する保護者に該当児1人当たり1万円を交付（生後6か月～幼稚園入園前まで）
- 10、奈義町育英金 経済的理由により就学が困難な大学生等に対して、育英金を無利子で年額36万円を貸し付ける。
- 11、軽度発達障害児相談支援事業 増加傾向にある発達障害児等の支援体制として、津山みのり学園と委託契約を行い、心理士による。チャイルドホーム、保育園、幼稚園、小学校、中学校訪問を行いながら支援、又、個別相談体制の充実を図る。毎月6回程度（平成25年度より回数を増やし支援を強化充実）
- 12、おたふくかぜ予防接種 ワクチンは、1歳児と幼稚園年長の2回接種全額負担。
- 13、ロタウイルスワクチン予防接種 ロタリックス：2歳未満迄、ロタテックス：2歳8か月未満迄、全額助成。
- 14、風疹予防接種等費用助成事業 満19歳から49歳までの者、予防接種全額助成。
- 15、インフルエンザワクチン接種 13歳未満は2回接種で1回目のみ個人負担1700円、13歳以上は1回接種で個人負担1700円平成25年度助成開始
- 16、病児・病後児保育事業 奈義ファミリークリニックで病児及び病後児の一時預かり保育を実施。平成26年度開始。6か月～小学3年生迄。個人負担2000円。委託料10,000円（病児一人当たり）。定員4人。
- 17、なぎチャイルドホーム つどい広場「ちゅくしんぼ」、子育てサポート「スマイル」、親子クラブ等の活動の場、乳幼児・園児・児童・高齢者の交流の場。利用無料対象者：乳幼児から高齢者まで

- 18、つどい広場「ちゅくしんぼ」 子育てアドバイザーを配置し乳幼児等を持つ子育ての中の親子が集い、親子での交流や、子育てについての相談の場として利用する。月曜日～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後3時まで。利用無料
対象者：0歳から就園前の乳幼児と保護者。
- 19、子育てサポート「スマイル」 保護者が行事等で家庭保育が出来ないとき、「なぎチャイルドホーム」又は子育て援助者の自宅等で一時あずかりを行う。午前8時から午後5時まで、300円/人・時間。対象者：6か月から小学校3年生まで
- 20、奈義保育園 保護者が仕事、出産、病気等の事情により家庭保育が困難な場合に保育を行う、月曜から土曜日（祝日等は除く）午前7:30～午後6:30迄 対象者：0歳児～3歳児まで（第2子半額、第3子無料）
- 21、一時保育 保護者の就労形態、疾病等による緊急時に一時保育を行う。就労形態等による場合は週3日以内、入院・疾病等による緊急時は月12日以内 1800円/人・日 対象：1歳以上4歳未満
- 22、幼稚園 育児支援 幼稚園終了の午後、家庭保育が困難な園児預かり、遊びを通じて自主性、創造性を養う。月曜日～金曜日（祝日等は除く）午後1時30分～午後6時（夏休み等は午前7時30分～午後6時）6000円/人・月（10日未満は300円/人・日）土曜日は午前7時30分～午後6時まで、対象者：在園児。
- 23、小学校 なぎ放課後児童クラブ 放課後等、家庭保育が困難な児童に生活指導を行う。月曜日～土曜日（祝日等は除く）午後1時30分～午後6時（夏休み等は、午前8時30分～午後6時）
6000円/人・月（10日未満は300円/人・日）
対象者：在学

平成 30 年度 子育て支援関係事業費予算額

事業名	予算額	国・県補助単位：千円
1. 出産祝い金事業	7,500	
2. 法定外予防接種委託料	5,100	
3. 乳幼児及び児童生徒医療費給付事業	35,297	8,100
4. 高等学校等就学支援金交付事業	13,500	
5. 在宅育児支援手当交付事業	12,000	
6. 妊婦乳幼児健診	6,400	
7. チャイルドホーム運営事業費	10,584	3,000
8. 幼稚園預かり保育	8,122	
9. 放課後児童クラブ	11,491	1,500
10. 子育て応援多子軽減事業	14,400	1,620
11. その他	14,115	200
合計	138,509	14,420

平成 24 年 4 月から「奈義町子育て応援宣言」から 3 年で平成 26 年の合計特殊出生率 2.81 となり、平成 30 年度予算、子育て支援関係事業費として約年間 1 億 3000 万円で、移住者も増え、子供の出生率も上がり町が活性化しております。岡山の中山間地域で多可町と同じような立地条件で交通の便では多可町の方が有利であると考えます。最低これぐらいの子育て支援内容を行わないと全国から集まってきません。

現に多可町でも取り組んでいる子育て支援事業とも重複する所もありますので、奈義町の施策を顕彰して行くべきであると考えます。

多可町には財政を圧迫する多可町公共施設等再配置計画中の施設が沢山ありますが、財政確保の面からも前倒しをしてでも早く取り組む必要があるのではないかと思います。吉田町長の使命は「行財政改革を行い。誰もが住みたい多可町」を築き上げることだと確信しております。

奈義町のこの事業を任されている職員は 42 歳です。

職員の資質向上、仕事に対する考え方思い等住民と向き合っておられる、このような職員を育てるのも、責務ではないかと考えます。驚いたのは、内閣府と直接交渉されておる事もお聞きしました。

奈義町の子育て支援図



多可町が目指すべき事を先進地奈義町が行っているのではないのでしょうか？コミュニティースクールや、包括支援事業等バラバラに行うのではなく、「ゆりかごから墓場まで」政治理念を包括的に対応すべきであると考えますが？

「敬老の日」発祥の町には、「ゆりかごから」の部分が欠けているために敬老すべき老人が若者の足を引っ張っているのではないかと？三世代同居・介護（健康維持する）・一生現役等、子育て世代の応援をする「ゆりかごから」を大切にする町を目指すべきではないのでしょうか？先進地奈義町を目出し、やがては「ゆりかごから墓場まで」の政治理念を推し進める町として「ゆりかごから敬老の町」の標語に変えるべき日が来ると確信しております。町長の所見を問う。

一般質問通告書

【第85回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様

多可町議会議員 橋尾 哲夫



受 領 日	番号
平成30年6月2日	6
午後0時15分	

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 人事評価制度について	町長
<p>地方公務員における人事評価制度の実施を定めた改正地方公務員法（平成26年）が成立し、平成28年4月1日から施行されたことから、各地方公共団体にその制度の導入が図られています。人事評価の狙いは、地方分権の一層の進展により役割の増大。住民ニーズの高度化、多様性など、人口減少に伴いより厳しい財政状況や集中改革などにより職員数の減。1人1人職員の能力を高め、職員には従来以上に困難な課題を解決する能力と高い業績を挙げることが求められています。町長の答弁を求めます。</p>	
2. 八千代トンネル等の照明について	町長
<p>八千代トンネル内の照明が暗すぎて、入口に入る時には車のランプをつけるが、もう少しトンネル内を明るくすべきです。早急に照明灯を点検し、必要な照明灯を修理すべきです。遠坂（剣道369号線）の加西市峠から多可町に入った500メートルの間に1基も街路灯がない。夜間の車の運転に不安あり、早急に街路灯を設置すること。80メートルか100メートル間隔で設置を。町長の答弁を求めます。</p>	
3. 昨年度の地方交付税漏れ金額はいつ入るのか	町長
<p>平成29年度の地方交付税漏れ金額267百万円は4月に町の一般会計に国から入金されていますか。昨年の町長答弁では平成30年度会計に入るとの答弁でありました。分割入金か一括入金か。分割であればいつ入金されたか。まだであればいつ地方交付税は入金されるのか。6月9月11月の入金も考えられます。国は、8月には概算要求で平成31年度予算案を作ります。9月以降であれば全額の入金は無理ではないか。町長の答弁を求めます。</p>	

質 問 の 内 容

- 1 多可町は平成 28 年度から、全職員に対して人事評価制度を採り入れ、2 年が経過しています。個人には個人人事評価シートを作成させ、職務目標には仕事別に達成基準と難易度、前期評価面談と後期評価は自己申告させ、管理者が第一次第二次評価をするものです。

評価制度において、国では、勤務記録書により勤務実績と総評で S から 5 段階評価されています。人事・給与等の処遇面はその記録書で決められています。

そこには個人的恣意や温情的な私情はなく、公平性と客観性にに基づき評価されています。すなわち評価する者がまた評価されているということです。

本格的に導入されてまだ日が浅く、形式に流され、実質的な活用が十分できていないのではないかと思います。評価は S が最高で 5 段階です。早急に、国並みの勤務記録書を作成され、適正な人事評価をして、各個人の能力と資質の向上を図り、町民のニーズに答えることです。

- 2 八千代トンネルの照明については、

船坂トンネル	6 5 6 m	照明灯	27 基	31 基	11、3m
桑坂トンネル	1 8 5 m	照明灯	21 基	21 基	4、4m
八千代トンネル	4 1 1 m	照明灯	18 基	12 基	14、4m
天神トンネル	3 9 4 m	照明灯	27 基	12 基	10、1m

4 トンネルの中で一番照明灯が少なくて暗い。

遠坂の街路灯の設置は町だけで設置できるのであれば早急に設置すること。

- 3 平成 29 年度地方交付税の計算誤りで、2 6 7 百万円の計上漏れが判明しました。県に繰り上げ検査を要請し 2 6 7 百万円の計上漏れが確認された。5 月において財政課から地方交付税の入金状況の説明は一切ありませんでした。

一般質問通告書

【第85回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様
 多可町議会議員 酒井洋子 

受 領 日	番号
平成30年6月5日 午前・ 午後 2時12分	7

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 地域局での確定申告提出について	町長
<p>・確定申告書の提出が本庁舎のみになることに向けて、本庁舎に行けない人への対策は。</p>	
2. 旧八千代北小学校の未来を問う	町長
<p>・新庁舎完成目前にして、八千代北小学校のあと土地利用のプランが見えてこない。</p> <p>・「みんなで育む図書館プラス」を作ることで、この地域に人が集まる流れを生みだすことを考察する。</p>	

質 問 の 内 容

質問通告に基づきまして、2点についてご質問いたします。

まずは八千代・加美地域局についてです。

先日発表があった「次回の確定申告書の提出は本庁舎のみになる」という決定について、同僚の藤本議員からも、以前町民からの不安の声を聞いたと発言がありましたが、私も複数の不安の声を聞きしています。

調べますと、過去3年間の平均で、八千代779.6名、加美921.3名、両地域局で1700名余りの方が両地域局で申告の相談や提出を行っているとのことです。

そこで、考えられる疑問点が2点、まず、地域局にしか申告書を持っていけない事情の方についてどんな対策がありまか？

また、大変多くの方が、一時に本庁舎へいらっしゃることは想定されているとは思いますが、特設会場をどこに設けて何人態勢で当たられるご予定ですか。

さらに、先日この変更を「知らなかった」と言う方に出会いました。その方は、たまたま私との会話の中で知ることになりましたが、知らない方がたくさんいらっしゃれば、その時期の混乱が予想されます。

納税の義務を果たそうとされる町民の方々の利便性をそぐようなことが「効率化」と言えるのでしょうか？

申告に際し、特定の設備や回線が必要になったことが理由とお聞きしていますが、例えば移動手段のない方のために、細々とでも今のまま続けるという考えはなかったのでしょうか？議論がなされたならその場で、どのような意見が出たのか知りたいです。

一本化するなら、どの地域に住む人にとってもそれが益となるような一本化であって欲しいと考えます。

町長のお考えをお聞かせください。

次に、ここ旧八千代北小学校の今後についてです。

現在、仮庁舎として使用しているこの旧八千代北小学校の利用方法について、ハッキリとした方向が見えてきません。新庁舎は9月完成予定ですから、空き家目前です。

廃校と同時に検討していても不思議ではないこの件について、最近になって、企業誘致を狙っての公募などの話もチラホラ耳にするようになりました。この地域を大事にできる力ある企業がこの場所で雇用を生み、地域が賑わうような事業展開をするなら万々歳ですが、民間の場合うまくいかなければ撤退の決断は早いです。

売却による譲渡であれば、その後転売をしても、元の持ち主つまり多可町には関係のないところで、悪くすれば廃棄物の処理場や大きな太陽光発電所になるなど・・さまざまな不安材料が残ります。

年限を設けて賃貸借にした場合は、建物の管理責任は町が持ったままですし、契約年数が経って返却になった時にはさらに老朽化が進んだ建物が戻ってくるという大きな課題が残ります。

ところで、現在多可町図書館は書架スペースが少なくなって、利用し辛くなっています、そこで、ここ旧八千代北小学校を図書館にするというプランを考察します。

ここは大きな施設ですから、コンビニやカフェが入ってもいいと思いますし、地元の方の手仕事ショップや交流の場があってもいいのではないのでしょうか。

カフェでは、議員や町長がコンパを開いて町民のみなさんと親睦を深めたり町政を語ったりすれば、地域をみんなで作っていく雰囲気が強められる場になることが期待されます。

新館一階には小さなホールがあります、ミニシアターとして映画を上映したり、音響が良いので小さな演奏会場として多くの方に利用していただけるはずです。

多可町だけで運営するのではなく、民間にも入ってもらえるよう、商業スペースについては公募して、民間からアイデアや力をいただきながら進めてはどうでしょうか？

この大きな施設を民間に丸投げするのではなく「図書館」に併設のお店の募集となれば、少なくとも「図書館」で人が呼べるという安心感もありますし、やってみようかと思う人のハードルが下がり、多くの人に利用と起業の可能性が広がります。

地域も民間も連携で、いろんな分野の交流が持てる、生涯学習センターというと言葉が硬いので、**図書館プラス**としてみました。

紀伊國屋書店が提供する様々な分野のコンテンツを、インターネットで利用できるサービス「ライブラリープラス」のように、図書だけでなくいろんな引き出しがあり、様々な交流も生まれる新しい図書館をイメージしています。

子育ての場に多可町を選ぶ人は、便利だから多可町ではなく、緑豊かな環境の中で、豊かな経験をしながら子どもたちに育てて欲しいと願うから多可町なのではないでしょうか。そんな場所に、生涯学習センター機能のある**図書館プラス**があればもっと嬉しいはずです。

おりしも、緑豊かなこの場所に、うってつけの建物が間もなく空こうとしています。

今ある建物（旧八千代北小学校）を利用した「**みんなで育てる図書館プラス（仮）**」が、多可町の経済の方向性をハッキリ示し、住民の理解も得られ、多可町を元気にする起爆剤となると信じております。

町長のお考えをお聞かせください。

一般質問通告書

【第85回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様
 多可町議会議員 笹倉政芳



受 領 日	番号
平成30年6月7日 午前・午後8時30分	8

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 消防団活動の課題を問う	町長
消防自動車の運転資格取得に支援は 団員の活動服についての見解は 消火栓訓練の妙案はないか 団員加入促進の方策はないか	
2. 地域交通網のあり方を問う	町長
予約型乗り合いタクシーのシステムは タクシー事業所との関連は	
3.	

質 問 の 内 容

1. 消防団活動の課題について

消防団員は、常備の消防職員とは異なり、平素は仕事を持ちながら「自分たちの地域は自分たちで守る」という崇高な郷土愛護の精神に基づき、消防団活動を行っています。そして、消防団は、地域密着、動員力、即時対応といった3つの特性を活かしながら、消火活動だけでなく、近年では毎年のように発生する風水害に対し住民の避難誘導や災害防御等を行っており、地域の安全確保のために不可欠な存在であります。また、平常時においても地域に密着した活動を展開し、集落行事等コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしています。しかしながら近年、少子化の進行や若年層の流出、就業構造の変化に伴う被雇用者の割合の上昇などの要因により消防団員は年々、減少しており従来の枠組みでは消防活動が困難になっているのが現状であります。町長も5月号の広報で消防団の必要性を説いておられましたが、消防団の活性化は、住民の安全安心の基盤であり、消防団組織の今後の在り方が重要な課題であります。

消防活動の低下を招くことがないように行政、集落、消防団等で連携を図りながら、団員の確保、消防体制の整備を推進しなければなりません。

これまでも何回か質問してきた事柄もありますが、いくつかの課題を挙げて町当局の考えを伺いたいと思います。

まず、平成29年6月から改正された免許制度によりますと普通自動車免許では車両重量3.5トン未満しか運転できなくなっています。現在消防ポンプ車は4.5トンぐらいあると思いますので、これから免許を取得される団員は準中型自動車免許を取得しなければポンプ車の運転ができません。その対策として消防庁は若手の消防団員が準中型免許を取得する際、補助制度を設けている自治体を対象に、費用の一部を負担することを決定していますが、多可町として何か対策を考えておられるか答弁を求めます

分団長以上は夏服がありますが、団員は活動服一着しかありません。夏は暑い、冬は寒い我慢をしています。また、操法大会に向けての練習が始まると2か月も3か月もの間は洗っては乾かしの毎日です。消防団活動の機能性の向上と団員の士気高揚のため、対応可能な整備を考えられないか答弁を求めます。

火災発生時には、消火栓による初期消火が最も効果的であります。消防団が中心となって自主防災組織による訓練も各集落で実施されていますが、水道水が濁るとの苦情等があることから実際に水を出して消火栓訓練をすることが難しい状況です。水を送りながらの訓練でないと、水圧の体感ができないために有事の際には大変危険であります。何か良い方法はないか答弁を求めます。

消防団活動が住民の方や事業所に理解を深めていただき応援されることで団員やその家族も誇りを持つことができると思います。兵庫県消防協会では、事業所から消防団員に特典がもらえる「消防団員応援事業所モデル事業」を実施しております。多可町も商工会を通じてお願いしていますがその進捗状況はどうなっていますか。また、女性ならではの感性を活かした活動ができる女性団員を募集するなど団員加入促進に結びつく方策はないか答弁を求めます。

2. 交通網のあり方を問う

多可町も少子高齢化が進んでおり平成29年度は400人も減少し出生届は100人を切り80数人にまで減少しているのが現状です。高齢化率も2040年には45%になると予測されています。

また、近年、核家族化や家族形態の変化、生活スタイルの多様化により、家族や近所の人との相互扶助機能が低下し、地域における生活課題が増えてきています。中でも通院や買い物といった昼間の生活の足である交通網が大きな課題になっています。

現在、多可町の公共交通機関は路線バスとして、神姫バス・神姫グリーンバスまた、コミュニティバスとして「のぎくバス」が運行しています。

先日、企画秘書課より公共交通のあり方と公共交通網形成計画について説明を受けました。今後めざすべき公共交通網として広域連携軸は主に路線バスが、朝夕の町内外移動はコミュニティバスが、個別移動や緊急時の移動はタクシーがそれぞれの役割を担っていき、新たに面的な日常移動は柔軟に対応できる予約型乗り合いタクシーを導入してだれもが移動しやすい公共交通ネットワークの構築を目指すと報告を受けました。正直昼間のコミュニティバス運行については住民の皆さんからも、いろいろな意見が出ています。

篠山市では30年4月からコミュニティバスの乗車率の悪いルートを廃止し交通空白となる地域に自家用有償運送の取組がなされています。

養父市では過疎の進む2つの地域に限り30年5月から地域の皆さんが登録ドライバーとなり、マイカーで市民の皆さんや観光客の移動を支える取り組みを始めています。多可町の目指す、予約型乗り合いタクシーのシステムはどんなものなのか答弁を求めます。

また、町内3つのタクシー事業所さんを通じて福祉タクシー券を活用した取り組みも行っていますし社会福祉協議会も買い物ツアー事業や外出支援サービス事業を実施されていますが、そんな事業との併合性はどうか考えているのか事業所との関連も含めて答弁を求めます。

一般質問通告書

【第85回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様
多可町議会議員 門脇教蔵



受領日	番号
平成30年 6月 7日 午前・午後 9時 20分	9

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1.特産品開発グループの活動状況等について 別紙のとおり	町長
2.	
3.	

質 問 の 内 容

1. 特産品開発グループの活動状況等について

特産品開発は、一村一品運動をはじめとして、さまざまな形で展開され全国的に取り組まれてきました。近年では、地域ブランド化や地域マーケティングとして展開もみられます。各地域が「その地域ならではの」の商品開発に注力して、自然、歴史、文化などの「地域固有」のものを取り上げ、他地域との商品差別化を図ろうとする動きも活発であります。

兵庫県でも、兵庫の豊かな地域資源と優れたものづくり力等を生かし、農林漁業者と商工業者が連携しそれぞれの強みを発揮して新商品・新サービスの開発を行う農商工連携の取組に助成を行い、商品化を実現したプロジェクトを「ひょうご農商工連携の逸品」として小冊子にまとめる等により、販路開拓や取引拡大を支援されています。

そんな折、今年の3月の神戸新聞に西脇市の特産品開発グループが解散する見出しの記事が報じられました。20年近く活動されてきたグループが当初15人のメンバーから高齢などを理由にメンバーが8人まで減少、また体力の限界を感じられ解散の決断をされたという内容の記事でした。

多可町でも女性を中心とした特産品開発グループが多数あり、長年にわたり活動されてきておられると思いますが、特に各区を代表する「マイスター工房八千代」「ふるさと工房夢蔵」「かみ特産品クラブ」についての活動状況はどうなっているか伺います。

一般質問通告書

【第85回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様
 多可町議会議員 加門寛治



受 領 日	番 号
平成30年 6月 8日 午前・午後 8 時 30分	10

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 「町内で買い物を」という看板について	町長
(1) 個人で商売をされている方から買い物をするのであれば、その方の所得が上がれば、住民税の所得割が増えるという意味か。 (2) では、法人の場合、 (ア) 町内に法人の本店がある場合 (イ) 町外に法人の本店がある場合で、支店が町内にある場合 それぞれについてどう考えるのか。 (3) (2) (ア) 及び (イ) について、具体例を。 (4) 最後に、「お買い物は町内で」という意味の総括を。	
2.	
3.	

質 問 の 内 容

先日、八千代区俵田からエアレーベン八千代に行く途中に、「お買い物は町内で」というような趣旨の看板がありました。

以前、個人事業税を担当していたので、個人で商売されている方からの購入は何となく分かるのですが、一応確認です。

(1) 個人で商売をされている方から買い物をするのであれば、その方の所得が上るので、住民税の所得割が増えるという意味ですか。均等割りは変わらないので、所得割で増えるという意味でいいのでしょうか。

(2) では、法人の場合で、

(ア) 町内に法人の本店がある場合

(イ) 町外に法人の本店がある場合で、支店が町内にある場合
それぞれについてどう考えるのか。

同じ額の資本金額で同じ人数の事業所とした場合の考え方を教えてください。

(3) 法人の場合の、税額の具体例の数字で教えてください。

(4) 最後に、「お買い物は町内で」という意味の総括をお願いします。

一般質問通告書

【第85回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様
 多可町議会議員 市位裕文



受 領 日	番号
平成30年 6月 8日 午前・午後 8時 50分	11

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 天船バイパスなどの開通に伴う防犯対策について	町長
別紙にて	
2. 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給（受領委任 払）制度の確立について	町長
別紙にて	
3.	

質 問 の 内 容

1. 天船バイパスなどの開通に伴う防犯対策について

今回、天船バイパスの開通に伴い、マイスター工房周辺のカーブ付近の危険個所の解消にもつながり、またスムーズな通行が可能になり地域住民並びに皆さんが感謝されています。こののちも懸案のその他のバイパスの開通もまたれます。

今回聞きますと、バイパスが通学路になり歩道も完備されより一層の安全が確保された喜ばれる反面、夜間の帰宅時街路灯がない為大変暗く危険ではないかとの声が上がっていると聞きました。天船バイパスに限らず、バイパス開通後の街路照明の設置の早急な対応が必要とかんじますが、今後の対応をお聞かせください。

2. 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給（受領委任制度の確立について）

多可町では現在、介護保険等の制度を利用して住宅改修をされる人が沢山おられます。

そこで実態を調べたら、こんな不満を聞きました。

介護保険等での住宅改修工事を考えるとき、「受領委任払」制度では、工事完了後利用者は自己負担分のみをお支払いいただき、保険給付分は、利用者から委任を受けた施工業者に対して町から直接支払う制度。また「償還払」制度では、住宅改修費を一時的に全額立て替えて、そののち補助金申請をして補助金を受け取ります。その為住宅改修を考え時には多額の資金を用意する必要があります。

今回相談を受けましたが、お便所の改修を希望しましたが、本町では「償還払」の為、一時的にせよ全額支払いは無理との判断にいたりました。

一人暮らしの高齢で身障者があり本当に困っているのに、制度が利用できないと言われました。私も意気込んで制度の利用を勧めましたが、落とし穴がありました。

他町での「受領委任払」制度をきき、多可町でもこの制度に改め利用者の気持ちにたって、高齢者・身障者などに優しい制度「受領委任払」に改めるべきと思います。

財源的にも、前払いか後払いかの違いがあるだけで変わりません。

利用者の気持ちに立った時、「受領委任払」に改めるべきやと思います。町長の考えをお聞かせ下さい。

一般質問通告書

【第85回定例会】

多可町議会議員 清水 俊博 様
 多可町議会議員 吉田 政義



受 領 日	番 号
平成30年 6月 8日 午前・午後 9時10分	12

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 多可町 こんな時どうする冊子の作成を	町 長
<p>多可町には、人口減少・少子高齢化の大きな喫緊の課題があります。国の長期ビジョンでは、人口の現状分析と見通しの策定に際し、人口減少が経済社会に与える影響の分析や、定住・移住・就労・結婚・子育てに関して、国民が希望する社会の実現に全力を注ぐ基本的視点が提示されています。その様な課題を解決する一つとして、子どもから高齢者までが、安全・安心に暮らせる環境が整った町。環境面でのサポートのはかにも、医療面や金銭面での制度が手厚い町。定住促進のための住宅施策、子育て支援施策、就業支援施策の整った町。</p> <p>多可町には「安全・安心」、「産業」、「暮らし」、「子育て」、「教育」等で他市町に決して引けを取らない施策・支援制度がたくさんあります。</p> <p>しかしながら、施策・支援策が住民には、見えていないと思います。認知度が低いと思います。住宅助成ならば、不動産屋、工務店等から知ることができるかもしれませんが、しかし、子育て支援策等は繋がりがなかったら、知らないこともあろうかと思えます。知っている人だけが得をする。知らない人は損をする。周知を徹底すべきだと思います。</p> <p>“住むなら絶対多可町”をフレーズに多可町のいいところ情報・支援策のすべてを掲載した一目瞭然の冊子を作ってはいかがでしょうか？</p> <p>定住移住・結婚・安心してのびのび子育てできる指針ともなりうると思えます。</p> <p>～選べるまち・選ばれるまち・多可町をめざす～</p>	

一般質問通告書

【第85回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様

多可町議会議員 日原 茂樹



受 領 日	番号
平成30年 6月 8日 午前・午後 9時 27分	13

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. たかテレビの民間委託	町長
別紙明細	
2. 保育士確保はできるのか	教育長
別紙明細	
3.	
別紙明細	

質 問 の 内 容

1. たかテレビの民間委託

たかテレビは行政情報の文字伝達、議会放送、町内こども園での日々成長する子どもたちの姿、小中学校の学校行事風景や地域のイベント案内とその実施風景、講演会などのさまざまな放送をしています。地域の暮らしや歴史文化、産業や福祉、地域間の交流、地域住民の生活の情報伝達に大きな役割を担ってきました。

取材、編集、いわゆる番組制作から放送まで、町職員が担当していますが、行事は土日、祝祭日が多いことから職員の負担は膨大であり、また特殊で専門的な知識を必要とする分野であり、技術革新に対応していくのも大変であると思われまます。局舎の維持管理の経費や撮影用カメラや編集機材の更新にも多大な経費を要します。

映像はテレビからネット配信の時代に代わっています。以前は画質の悪い映像しか掲載できませんでしたが、年々格段に進化していてHD、フルHDさらには4K、8Kにまで対応しようとしています。それを一般利用者が自由に取捨選択して見られるわけですから、技術対応を含めた取り組みは更に難しくなるのではないのでしょうか。

情報発信は続けていく必要はありますが、今後のことを考えると、たかテレビも岐路に立たされているように思います。

地域情報の発信は必要ですが、今までの枠にとらわれてしまい、地域で行われた行事をその地域だけで放送しては駄目です。全国に向けて発信が必要になります。

こんな時代ですから番組制作に民間事業者の企画能力、ノウハウ、ネットワーク等を幅広く活用し、より地域に親しまれるコミュニティーチャンネルとするべきです。

住民サービスの向上及び民間事業者のノウハウの活用や管理経費の節減、施設の専門性、特殊性を勘案し、番組制作業務を民間に委託してはいかがでしょうか。

多可町は行財政改革に力を入れ財政の健全化につとめ、さらには地方創生に取り組んでいます。民間の力を導入して情報発信に取り組む時期ではないでしょうか。町長の所見を伺います。

2. 保育士確保はできるのか

子育て支援や就労支援といった現役世代向けの社会保障の充実は、日本社会の労働生産性を高め、自殺を減らし、子どもの貧困を減らすと期待できることを、数値と統計を用いて説明しているデータもあり、子育て支援は多可町の重要な課題です。

子育て支援と言えば保育の充実であり、保育を行うためには高い質で安定した保育人材の確保が求められます。

待機児童と同様に、慢性的な保育所不足といわれていますが、保育士不足とも言われています。保育所に子どもを預けたい親は増える一方で、保育所・保育士が足りていないというのが現状です。また、独身時代には保育士として働いていたが、結婚をしてから保育士になろうという人も少ないというのが保育士不足の原因として考えられます。

その理由として、過酷な現場である、比較的に賃金が安い、時間外労働が多い、保育士不足による労働負担が大きいなどが挙げられています。また、独身時代に保育士として勤務していた方は、保育士としてやっていく自信がない、時代が変わっているから自分のやっていた方法が通用しない、融通がきかないので勤めにくいことがわかったなどの経験から再就職は他職種でという女性がふえていることも挙げられます。

このような現状もあり、保育士を募集しても集まらないという状況が全国的に生まれています。

国は保育士確保の対策として保育士の処遇改善を掲げて、年々賃金を増額しています。平成29年度では、5年前の平成24年度と比べて約10%の増加となり、さらに技能経験に応じた賃金の上乗せもはじめています。兵庫県においても、保育所向けに保育補助者雇上費貸付事業、復職した保育士向けに未就学児に係る保育料の一部貸付、就職準備金貸付事業を展開しています。

こども園等で働く保育士の処遇問題に改善の兆しが少しずつ見えてきたことはよいことですが現状はまだまだ厳しいです。

多可町では来年度、キッズランドかみ・やちよが民営化されて公私連携幼保連携型認定こども園となります。現在両キッズランドに勤務している正規職員は役場の一般職となり保育の現場を離れられると聞いています。キッズランドの民営化に伴い保育士の確保は必要不可欠な課題です。

「子育てするなら多可町」実現のための保育士確保の現状と今後の取り組みについて教育長にお伺いします。